

## こども家庭政策の財源と健康保険料

令

和5(2023)年度の健保組合予算は、過去最大の

5623億円の経常収支赤字の見通しで、約8割の健保組合が赤字となった。収支均衡に必要な財源を賄うための実質保険料率も10・10%で、協会けんぽの保険料率以上の健保組合数は309と全組合の22・6%を占める。保険料収入は対前年度比2・8%増であるのに対し、保険給付費は5・5%増、後期高齢者支援金は9・9%増と高い伸びになると見込まれている。

本年5月12日に成立した健保法等の改正法において、出産育児一時金に要する費用の一部について後期高齢者医療制度が支援する仕組みが導入され、後期高齢者も負担能力に応じて財源を負担することになった。後期高齢者も含め全世代が負担能力に応じて公平に医療費を負担することについては歓迎したい。

人件費や物価の上昇基調の下、2024年4月には診療報酬・介護報酬・障害報酬のトリプル

改定が行われ、新たな医療計画のスタートも予定されている。また、今年6月に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針2023」(骨太の方針)の骨子案によると、「新しい資本主義の加速」の中で「少子化対策・こども政策の抜本強化」が掲げられている。

子ども関連予算を二元的に管理する特別会計として「こども金庫」(仮称)を創設し、その財源として「こども特例公債」(仮称)を2年程度発行し、その償還財源に充てるため社会保険料引き上げを財源とする「支援金制度」(仮称)を創設する方針のようだが、児童手当の拡充、教育費の負担軽減など「経済的支援の強化」、新たな保育所制度の創設など「子育て世帯へのサービス拡充」、育休給付率の引き上げなど「共働き・共育への推進」等の幅広い少子化対策の確立は最重要課題であることは論を待たない。こうした少子化対策費用のための財源確保は、歳出のあり方の見直しの

検討を含め、国民全体で広く負担し合っていくことは当然である。

他方、社会保険制度は負担と給付の関係が明確であることを制度の基本原理としており、医療に直接関わらない対策や事業の財源確保のために、健康保険料率として幅広い少子化対策費用分を上乘せして医療保険者が徴収することは、社会保険制度の本旨からも、また、現役世代の負担緩和の面からも慎重であるべきである。なお、介護保険制度における第2号保険料の賦課徴収の例は、医療保険者の本来業務ではなく、介護保険料の確実かつ効率的な徴収確保のために介護保険者への代行業務として位置付けられるものである。

少子化対策は重要であり、財源確保も含めて考えていく必要があるが、少子化対策費用の徴収を健康保険者に求めるのであれば、その考え方やあり方、現役世代層や保険者の負担軽減についても十分議論を深める必要がある。